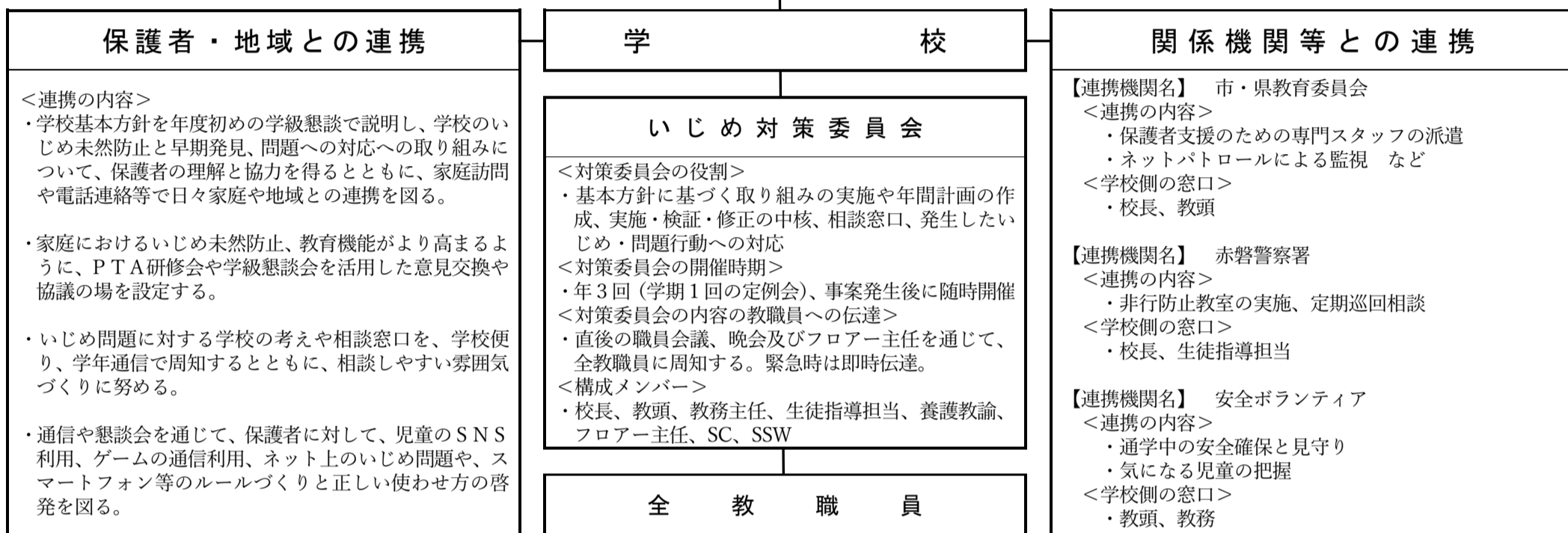


## いじめに関する現状と課題

- ・「遊びのつもり」で友達へのからかいや中傷がしばしば見られ、何気なく相手を傷つけてしまう言動が多い現状があり、そのような現状を打破できるよう、全教職員が連携・連動し毅然と対応するよう心がけている。
- ・児童のスマホ・携帯電話の所持率は年々増加傾向にあることや、ゲームの通信機能の乱用などが生活リズムの乱れや児童間のトラブルにつながる事例もあり、家庭内でのルール作りも含め、保護者との連携を一層強めた対応、継続的な情報モラル教育が必要であると考えている。

## いじめ問題対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取り組みを推進するために、いじめ対策委員会には生徒指導主事以外にもフロアー主任も参画し、それぞれの立場からいじめの未然防止・早期発見・適切な対応のための取り組みを行う。また、児童への情報モラル教育を推進し、学級懇談会での保護者への啓発に役立てる。
  - ・道徳の時間や学級活動などの内容を工夫し、児童の人権意識の高揚を図る。
  - ・全教職員が、あらゆる場で日頃からの児童の交友関係や行動、様子の変化に気を配るとともに、実態把握のためのアンケートを実施し、その結果をもとに教育相談を行い、得られた情報を職員間で共通理解したり、保護者と連携したりする。
  - ・児童のより主体的な活動を進める授業の推進を図るとともに、活躍できる機会や役割を設け、児童が成功できるように事前指導を充実させ、過程や結果を教師や児童が承認することを繰り返し経験させることで、児童に達成感や成就感を味あわせ、自己有用感の向上を図る。
- <重点となる取組>
- ・岡山県いじめ問題対策基本方針、いじめ問題対策基本方針、いじめの認知能力や対応能力向上についての認識を深める教職員研修を実施する。
  - ・児童のスマホ・SNS・ゲームの通信機能等の利用の実態把握を行い、情報モラルに関する授業の実施と、QU分析、保護者への情報提供と啓発を図る。



## 学校が実施する取組

① いじめの未然防止	<p>【職員研修】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県・市及び本校の「いじめ問題対策基本方針」についての研修を行う。</li> <li>・「教育相談」についての研修を行う。</li> <li>・人権教育についての研修を行う。</li> <li>・QU(3～6年生)の研修を行う。</li> </ul> <p>【児童への教育】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権週間に「いじめ」について考える取り組みを行う。</li> <li>・週目標や学級目標などの実践を通して、いじめを許さない学級づくりに努める。</li> <li>・すべての児童に発達段階に応じた「情報モラル」についての指導を行う。</li> </ul>	<p>【居場所づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全教育活動の中で、「役割」「期待」「承認」を実践し、児童に達成感や成就感を味あわせ、自己有用感の向上を図る。</li> <li>・授業や遊びの中で、「児童理解」に努め、本音が言える人間関係づくりに努める。</li> <li>・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己肯定感や自己有用感や充実感を育むことにより、互いに認め合う温かい人間関係を確立する。</li> </ul>
② 早期発見	<p>【実態把握】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「教育相談アンケート」を適宜実施し、いじめの早期発見に努める。</li> <li>・いじめにつながる行為を見逃さず、職員間で情報の共有をする。</li> <li>・平素から児童の生活の様子をつかみ、けんかやふざけ合いであっても背景を調査し、いじめの早期発見に努める。</li> </ul> <p>【相談体制の確立】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育相談週間を実施するとともに、悩み事を聞いたり問題解決を相談しやすい雰囲気づくりや場所を提供したりする。</li> </ul>	<p>【家庭・地域の啓発と協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭との連絡を密にし、児童の様子をつかみ、問題の早期発見に努める。</li> <li>・安全ボランティアの方や地域の方との交流の機会を増やし、情報の提供をいただき、早期発見に努める。</li> <li>・学校だよりや学級通信等によりいじめ問題等の早期発見のポイントを示し、協力を呼びかける。</li> </ul>
③ いじめへの対処	<p>【いじめの有無の確認・情報収集と調査・報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったときは、速やかにいじめの事実の有無の確認を行う。</li> <li>・情報は、正確かつ迅速な事実関係の把握に努め、管理職、生徒指導主事に速やかに報告し、教育委員会に報告する。</li> <li>・初期段階でも「重大事態を想定した」対応を心がけ、周辺児童からの聞き取りや関係保護者との情報共有及び連携を積極的に行う。</li> </ul> <p>【いじめへの組織的対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・校内いじめ対策委員会を開催し、速やかに指導・支援体制を組み、全教職員が連携して組織的に解消に取り組む。</li> <li>・ケース会議を開催し、事実関係の報告と対応を協議し、経緯を記録・保管する。</li> </ul> <p>【いじめられた児童への支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対してきめ細かく対応できる体制をつくる。</li> <li>・状況に応じて、心理や福祉などの専門家の協力を得て支援を行う。</li> </ul> <p>【いじめた生徒への指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響などに気付かせ、適切かつ毅然とした対処を行うとともに、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。</li> </ul>	<p>【問題解決への援助と指導】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者、加害者、その他の児童への対応と分け、いじめが止まっている状態が、少なくとも3ヶ月継続し、いじめられた児童が心身の苦痛を感じていないと認められることを本人及び保護者に確認することでいじめの解消とする。</li> <li>・指導の経緯等を記録し、少なくとも5年間は(重大事態の場合は卒業後5年間)保管する。</li> </ul> <p>【保護者への連絡・報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・即日、関係児童(加害、被害とも)の家庭連絡・訪問等を行い、事実関係を伝えるとともに、今後の連携方法について話し合う。</li> <li>・いじめの解消に向け、本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかを面談等により確認する。</li> </ul> <p>【特に配慮が必要な児童への対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障害を含む障害のある児童、外国籍の児童、性同一性障害、災害等により被災した児童等、特に配慮が必要な児童には日常的に適切な支援を行うとともに、教職員に対する研修を実施する。</li> </ul>